

家庭菜園を  
楽しめる  
みなさんへ

# 種苗法を ご存じですか？

植物の新品種を保護する制度です



それは、「登録品種」ではありませんか？

「登録品種」には、品種を開発した人の苦勞が詰まっています。このような品種には、開発した人の権利が及んでいますので、表示などをよくご確認ください。

※新たな品種を開発し、種苗法で登録された品種（登録品種）には、育成者権（知的財産権の一つ）があります。

## ☑️ご自身でお楽しみください

登録品種は、ご自身で消費する菜園、花壇などでは自由に使えます。増やした種苗やそこからの生産物を他人にあげることはできません。



自分の消費や  
楽しみの  
中で使う



増やして  
他人にあげる  
(無償も含む)



## ☑️海外への持ち出しが 禁止されます



登録品種には、海外への持ち出しが禁止されているものがあります。また、登録品種の種苗を持ち出す人に売ったり、あげたりすることもできません。

【お問合せ先】

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

代表機関 JATAFF (公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会)

TEL : 03(3586)8644 Mail : st-pgr@jataff.or.jp